

ふくぎんWeb口座(通帳不発行口座)利用特約 ※下線が追加・修正部分

改定前	改訂後
<p><b>1. 本特約の適用範囲</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本口座は、<u>預金等規定</u>、<u>預金等共通規定</u>、<u>普通預金規定</u>、<u>福銀総合口座取引規定</u>、<u>福銀キャッシュカード規定(個人のお客さま用)</u>、<u>ふくぎんネット利用規定</u>のほか関係する各種規定(以下、総称して「各種規定」といいます)の適用を受けるほか、本特約の適用を受けます。<u>なお本特約の定めと各種規定の定めが矛盾または重複する場合、本特約が各種規定に優先して適用されるものとします。</u></p> <p><b>2. 本口座にかかる特約</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 窓口にて本口座にかかる普通預金の払戻しをするときは、当行所定の払戻請求書に必要事項を記入のうえ、届出印章を押印(または暗証番号を入力)し、<u>本口座のキャッシュカードおよび預金者本人であることを確認できるものとして当行が定める書類(以下、「本人確認書類」といいます)を提出してください。</u></p> <p><b>3. WEB 口座開設サービスからの申込みによる本口座の利用</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) お客さまは、本口座開設後に別途当行所定の方法により、本口座の取引に用いる届出印章を届け出るものとします。また、印章を届け出る際には、<u>本人確認書類を提出してください。</u>なお、印章の届出が完了するまでは、<u>店頭でのお取引や各種口座振替申込その他当行が届出印章の押印が必要と判断する取引はできません。</u></p>	<p><b>1. 本特約の適用範囲</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本口座は、<u>預金等共通規定</u>、<u>福銀総合口座取引規定</u>、<u>普通預金規定</u>、<u>福銀キャッシュカード規定(個人のお客さま用)</u>、<u>ふくぎんネット利用規定</u>のほか関係する各種規定(以下、総称して「各種規定」といいます)の適用を受けるほか、本特約の適用を受けます。</p> <p><b>2. 本口座にかかる特約</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 窓口にて本口座にかかる普通預金の払戻しをするときは、当行所定の払戻請求書に必要事項を記入のうえ、届出印章を押印(または暗証番号を入力)し、<u>本口座のキャッシュカードを提出してください。</u><u>預金者本人であることを確認できるものとして当行が定める書類(以下、「本人確認書類」といいます)提出を依頼する場合があります。</u></p> <p><b>3. WEB 口座開設サービスからの申込みによる本口座の利用</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) お客さまは、本口座開設後に別途当行所定の方法により、本口座の取引に用いる届出印章を届け出るものとします。また、印章を届け出る際には、<u>本人確認書類を提出してください。</u>なお、印章の届出が完了するまでは、<u>各種口座振替申込その他当行が届出印章の押印が必要と判断する取引はできません。</u></p>